

事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 15 日

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

軽減税率制度に関するQ&Aの改訂について

平素より、厚生労働行政の推進につきましてご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 31 年 10 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。標記については、軽減税率制度について広く皆様に理解を深めていただけるよう、国税庁が作成したものです。

今般、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえ、別添資料のとおりQ&Aの改訂が行われたところです。

つきましては、別添資料をご活用いただき、制度実施にあたり円滑に事務を進めていただけるよう、貴団体におかれましては貴下会員へご周知方いただきますようよろしくお願い申し上げます。